

こんなときはどうする？

まずは地区市民センター（公民館）へ相談を

自治会活動などで困りごとがあれば、まずは最寄りの地区市民センターにご相談ください。センターでは、市の職員が皆さんの地域づくりを支援しています。お気軽にお問い合わせください。

No.	こんなとき	対処	問合せ先
20	広報紙が足りない	広報課へ連絡いただければ、対応します。急ぎの場合は、最寄りの公民館にある在庫で対応願います。※広報紙以外の配布物は、紙面に掲載される発行元にご確認ください。 (26 ページ参照)	広報課 ☎225 局 2040
21	広報紙などの部数や届け先などを変更したい	最寄りの地区市民センター又は広報課まで連絡を。	
22	広報板を修理してほしい	広報板の修理・撤去・移設については広報課まで連絡を。 現在、広報板の新設は受け付けていませんが、壁掛け用の簡易な広報板を提供しています。	
23	一般の業者などから、突然、自治会で回覧してほしいと言われた	自治会にとって有益なものかななどを基準に、判断してください。不明な点はお問い合わせください。	市民協働推進課 ☎225 局 2101